

坂泰山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）入札説明書

和歌山森林管理署の平成28年度坂泰山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：平成28年12月 7日
2. 分任支出負担行為担当官：和歌山森林管理署長 井上 康之
3. 事業の概要
 - (1) 事業名 坂泰山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）
 - (2) 事業場所 和歌山県田辺市 坂泰山国有林
 - (3) 事業内容

全木伐倒（保護伐）	4,024m ³	（4.66ha）
全木伐倒（活用型間伐）	1,087m ³	（5.00ha）
集造材・運材	1,250m ³	
トラック運搬	950m ³	
植付	4.66ha	
防護柵設置	2.00km	
 - (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年 2月28日まで
 - (5) 本事業は、入札説明書で示す技術提案に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

4. 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格（以降「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（その他）」及び「物品の製造（その他）」の両方を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（平成28年2月15日）に基づき「役務の提供等（その他）」又は「物品の製造（その他）」のどちらかがA又はBに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきCに格付けされている者を含むものとする。

また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。

ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」及び「物品の製造（その他）」の両方を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

素材生産事業の等級区分（物品の製造（その他））

数 値	等 級
70点以上	A
50点以上 70点未満	B
35点以上 50点未満	C
35点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。

- ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「近畿」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林事業（保育間伐（活用型又は存置型）の実績については造林事業の実績として認める。）及び素材生産事業の両方を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）を有すること。
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」（以下「事業成績評定要領」という。）による事業成績評定を受けた造林事業及び素材生産がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 7、(1)、①の必須項目が要求要件を満たしていること。
- (9) 次に示す現場代理人が常駐できること。
① 当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日以前に於いて3ヶ月以上）であること。
② 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
ただし、造林事業と素材生産事業において、別々の現場代理人を常駐させる場合、当該配置予定現場代理人については、それぞれ造林事業あるいは素材生産事業に3年以上従事しており事業の適正な実施が見込める者であること。
③ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員が①及び②の条件を満たしていること。
- (10) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
① チェーンソーによる伐木造材等の作業にかかる特別教育の修了者及び困難を伴う伐木及びかかり木等の処理作業に係る特別教育の修了者。
② 当該事業の作業方法について、車両系林業機械による集材を実施することが可能な者であること。この場合、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削）の運転技能講習の修了者を配置できること。
③ 作業に必要な林業機械の運転業務に従事する場合に必要な特別教育の修了者を配置できること。（受講修了証の添付が必要）
④ その他法令上定められた資格又は安全教育（以下、「資格等」という。）が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格を有する者を配置できること。
- (11) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書等」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
① 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(7) 親会社と子会社の関係にある場合
(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であつて、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 入札に参加しようとする者(事業体)は、本事業の安定供給システム販売(原材料N)の協定業者と重複することはできない。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等は、原則として郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る)により、②の場所に①の受付期限内に必着とする。

なお、電子メール又はFAX等の電送、指定された郵便以外での郵送、期間内に必着しなかった申請は受け付けない。

また、提出した申請書等の差替え及び再提出がある場合は、①の提出期間内における郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る)は受け付ける。

① 提出期間：平成28年12月8日から平成29年12月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。)の9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)

② 場所：〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1
和歌山森林管理署 総務グループ
電話050-3160-6120

③ 返信用封筒：競争参加資格の有無の通知及び技術提案の採否の通知の返信用封筒(長3号)2部を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)の切手を貼って、申請書等及び資料と併せて提出すること。

(2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

提出書類は別紙様式1(競争参加資格確認申請書)を1頁として通し番号を付するとともに、全頁を表示(全頁が10頁の場合は、1/10から10/10と表示)して提出すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種事業の実績、②の配置予定現場代理人の同種事業の実績については、該当年度のものとし、事業が完成し、引渡し完了したものに限り記載すること。

① 同種事業の実績(別紙様式2)

4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績(元請、下請として完成、引渡し完了した事業実績の中から代表的なものを造林及び素材生産事業それぞれ1件づつとする。)を別紙様式2に記載し、それを確認できる資料として契約書の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し。)等を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林及び素材生産事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

また、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価するので、その場合は事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

② 配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式3)

4(9)に掲げる資格があることを判断できる配置予定現場代理人(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。)の会社名、同種事業の経験等を別紙様式3に記載すること。

また、配置予定の現場代理人として複数人の候補者を記載することもできる。

なお、作成に当たっては次の点に留意すること。

ア 造林及び素材生産事業それぞれに年間少なくとも1回以上従事し通算で3年以上従事していることが判断できるよう明記すること。

なお、従事期間は連続する3年である必要はない。

イ 配置予定現場代理人が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の対応措置を明確に記載すること。

ウ 同種事業の経験等を確認できる資料として契約書の写しと履歴書又は経歴書を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林及び素材生産事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

③ 配置予定現場代理人の条件

配置予定現場代理人の選任条件は次のとおりとする。

ア 配置予定現場代理人は、契約締結の日から本事業に常駐できる者であること。

ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。

(ア) 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間。)

(イ) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中断している期間。

(ウ) 事業完成後、検査が終了し事務手続きのみが残っている期間。

イ 同一の者を重複して複数事業の配置予定現場代理人として選任することが出来る。ただし、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより、記載した配置予定現場代理人を配置できなくなったときには、直ちに提出した競争参加資格確認申請の取り下げ(書面に限る。)又は入札の辞退を行うこと。

なお、これらの行為を行わずに入札した者については、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知)に基づく指名停止措置を行うことがあるので留意すること。

ウ 契約締結後、配置の現場代理人の常駐違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。

エ やむを得ず配置の現場代理人を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。

(ア) 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合。

(イ) 一つの契約期限が多年に及ぶ場合(大規模な事業の場合)。

(ウ) その他、分任支出負担行為担当官がやむを得ない事情と認めた場合。

(エ) いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置の現場代理人と同等以上の者を配置しなければならない。

④ 配置予定の技能者(別紙様式4)

配置予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載し、それを確認できる資料として免許又は講習若しくは研修修了の写しを添付すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記(本事業の実施に必要な資格等を有し、配置できる者のみ記載する。)するとともに、それを確認できる資料を添付すること。ただし、4(10)において必要な資格等が定められていない場合は、「該当無し」として提出すること。

⑤ 過去2年間の事業成績(別紙様式5)

過去2年間で造林及び素材生産事業での事業成績評定を受けた事業がある場合はその事業の件

数、事業成績評価点の合計（65点以下を含む）、その平均点を別紙様式5に記載すること。また、その事業成績評定通知書を添付すること。（本店、支店、営業所の合計とする。）

⑥ その他留意事項

ア ①の同種事業の実績、②の配置予定現場代理人の同種事業の経験において、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容が証明できる書類を添付すること。ただし、①の同種事業の実績、②の配置予定現場代理人の同種事業の経験が同じ事業であれば、必要書類の添付は1部でよい。

なお、必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

イ 森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林及び素材生産事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

ウ 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体構成員の作業工程等を総括し、申請書等を作成のうえ、共同事業体名で提出すること。

(4) 申請書等の資料作成説明会は、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成28年12月28日17時00分までに通知する。参加資格が「なし」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

(7) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。

③ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出された申請書等は返却しない。

⑤ 本交付資料、申請書等及び資料は作成以外の目的で使用してはならない。

⑥ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない

⑦ 技術提案書及び資料作成のヒアリングは行わない。

6. 技術提案書について

提出書類は様式6（技術提案書）を1頁として通し番号を付するとともに、全頁数を表示（全頁数が20頁の場合は、1/20から20/20と表示）して提出すること。

なお、作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、該当しない事項についての記載は必要ない。

技術提案書作成要領	
記載事項	内容に関する留意事項
(1) 事業計画 (事業計画の妥当性・適切性の提案)	<p>① 安全管理への工夫と対策 安全管理への工夫と対策について技術的所見を記載する。 記載様式は、別紙様式10とする。</p> <p>② 事業期間の設定、工程管理に係わる技術的所見 事業期間の設定、工程管理について技術的所見を記載する。 記載様式は、別紙様式11とする。</p> <p>③ 事業上の課題に係わる技術的所見 当該事業における、事業上の課題（工夫・配慮等含む。）を記載する。 記載様式は、別紙様式12とする。 【課題】 「植付作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」の技術的所見について</p> <p>④ 品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見 該当事業における、指定した工法等の品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見を記載する。記載様式は、別紙様式13とする。</p>

	<p>【課題】 「市場の要求を把握した有利採材の工夫」の技術的所見について</p>
<p>(2) 事業実績</p>	<p>ア 同種事業の実績</p> <p>① 記載様式は、別紙様式2とする。</p> <p>② 平成13年4月1日から平成28年3月31日の間に完成、引渡しが完了した同種事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）の中から、代表的なものを1件記載する。 ただし、国有林での同種事業実績が有る場合は国有林の実績を記載すること。</p> <p>③ 同種事業実績は、事業名、発注機関名、場所、契約金額、事業期間、受注形態等、事業成績評定点のほか事業概要を記載すること。</p> <p>④ 同種事業として記載した事業が事業成績評定を実施したものである場合には、事業成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、イの事業成績（別紙様式5）に記載した事業を記載するときは、事業成績評定通知書の写しが事業成績（別紙様式5）に添付してあれば、ここでの添付は省略してよい。 なお、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めないので留意のこと。</p> <p>⑤ 森林管理署及び森林管理事務所発注の同種事業を記載する場合は、契約書の写しを添付すること。ただし、事業成績評定通知書の写しを添付した場合は省略できる。</p> <p>⑥ 森林管理署及び森林管理事務所以外の発注機関における事業実績を記載する場合は、契約書写し等事業内容が確認できるもの（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び事業内容が確認できる資料（設計図書等で設計条件が確認できる部分））を添付すること。</p> <p>⑦ 共同事業体構成員としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。</p> <p>イ 事業成績（記載は別紙様式5）</p> <p>① 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成、引渡しが完了した国有林野事業における全ての同種事業について事業成績評定結果を記載する。</p> <p>② 記載した事業の事業成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 低入札価格調査対象事業の有無（記載は別紙様式5） 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に近畿中国森林管理局所掌の造林・生産事業で、低入札価格調査対象の事業がある場合は、別紙様式5に記載する該当事業について、「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。</p> <p>エ 事業実行に関する表彰実績（記載は別紙様式9-2） 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間の表彰の実績を記載し、表彰状の写しを添付すること。</p> <p>オ 本店、支店又は営業所の所在の有無（記載は別紙様式9-2） 当該事業実施府県内に所在する本店（本社）、支店（支社）又は営業所の住所を記載すること。</p> <p>カ 一括発注（造林・生産事業）及び民間競争入札（生産事業に係る複数年契約）の事業成績（記載は別紙様式9-2） 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成、引渡しが完了した国有林野事業における一括発注（造林・生産事業）及び民間競争入札（生産事業に係る複数年契約）の事業成績評定通知書の写しを添付すること。</p>
<p>(3) 配置予定現場代理人等の資格・経歴 （記載は様式7）</p>	<p>① 配置予定する現場代理人の氏名を記載（複数予定している場合は人数分作成）する。 なお、技術提案書提出時に現場代理人が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者（5.（3）②で資格確認する配置予定現場代理人）を記入することができる。その場合、審査については、各候補者</p>

	<p>のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。</p> <p>② 保有資格欄には、技術士（補）（林業部門）、林業技士及び府県等が認定する作業士、森林整備士、森林作業士等（労働安全衛生法関係法令の免許・資格は除く。）を記載し、資格証の写しを添付すること。</p> <p>③ 造林又は素材生産事業に関する実務経験年数欄は、造林又は素材生産事業の実務経験年数（10年以上の経験があれば10年以上の、なければ現在までの経験、他社での経験も可。）を記載し、それを証明できる履歴証明（任意様式、技術提案提出者の押印。）書を添付すること。</p> <p>④ 経験の概要は、配置予定現場代理人が、平成13年4月1日から平成28年3月31日の間に元請として、完成・引渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きなもの。）を次の優先順位に基づき、1件記載する。</p> <p>1) 現場代理人として経験した事業 2) 1)以外で経験した事業</p> <p>なお、記載した同種事業の内容が確認できる当該発注者が作成した契約書等の写し及び、従事役職が確認（証明）できる資料を添付すること。（様式7）に記載した事業の事業成績評定通知書の写しで現場代理人としての経験が確認できる場合は契約書等の写しの添付は省略できる。事業評定通知書で確認できない場合は発注者に提出している現場代理人の届出書等の写し等を添付すること。）</p> <p>⑤ 共同事業体構成員としての実績は、出資比率20%以上の事業に限る。</p> <p>⑥ 現場代理人として配置を予定している者の継続学習制度（CPD）について、平成27年度（4/1～3/31）の取得ポイントがある場合は、その実施記録証明書（CPD運営機関発行）の写しを添付すること。（用紙の大きさはA4版）</p> <p>⑦ 配置予定の現場代理人又は技能者の研修等の受講状況について（別紙様式9-1）は「低コスト作業路企画者養成研修」等及び地方自治体、大学等による「低コスト作業システム研修会」等の受講者の有無について記載し、それを証明する修了証書等の写しを添付すること。ただし「低コスト作業路企画者養成研修」等の受講実績があれば必ず記載すること。</p>
(4) 地域への貢献	<p>① (ア) 災害協定の有無、(イ) 国土緑化活動（森林の造成、育成に関する活動（委託・請負事業は除く。）に関する取組、(ウ) ボランティア活動（防災、災害及び森林に関するものに限る。）の実績の有無、(エ) 有害鳥獣対策への協力活動とする。</p> <p>なお、いずれも実績が証明できる資料（協定書、感謝状、活動証明、活動を報じる新聞記事等）の写しを添付する。</p> <p>② (ア) (ウ) は発注者等の所在する府県内のものとする。(イ) (エ) は近畿中国森林管理局管内のものとする。</p> <p>③ 記載様式は別紙様式9-2とする。</p>
(5) 企業の信頼性	<p>① 配置予定作業員の雇用形態（別紙様式8）について記載する。</p> <p>② 労働福祉の状況（別紙様式9-2）について記載し、それを証明できる配置予定作業員の内、直接雇用者全員分の退職金共済書（加入者氏名が確認出来る部分）の写しを添付すること。</p> <p>③ 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間の労働災害（民有林含む）の有無（別紙様式9-2）について記載する。</p> <p>④ 平成26年4月1日から平成28年3月31日の間の不誠実な行為の有無（別紙様式9-2）について記載する。</p>

注1) 標準以上の技術提案について、資材料の変更及び事業経費が増減を伴う技術提案にあっても提案者の責任において履行することを前提とする。

7. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

① 必須項目（標準点）の評価の内容

評価項目		評価の内容	評価点
実施体制	事業期間の設定の適切性	事業計画の工程表（別紙様式11）が公告の事業期間内となっていれば適切と認める	3項目すべてが適切と認めれば100点
	工程管理の適切性	事業計画の工程表（別紙様式11）が事業内訳書の事業期間となっていれば適切と認める	
	事業実施に必要な有資格者の有無	事業従事者が事業実施に必要な資格（別紙様式4）を有していれば適切と認める。	

② 加算項目（加算点）の評価の内容

評価項目		評価の内容	評価点
事業計画	安全管理への工夫と対策	設計図書、関係法令に定める以上の安全対策の工夫と対策の提案（別紙様式10）	12点
	事業期間設定、工程管理の適切性	事業期間の設定、工程管理に関して技術的な提案（別紙様式11）	12点
	発注者が指定した事業上の課題への対応の適切性	課題への対応が、事業計画で示す以上の工夫があり、現場条件に対応した具体的な提案（別紙様式12）	12点
	発注者が指定した工法等の品質の確認方法等の適切性	課題への対応が、仕様書等で定める性能・品質以上の工夫があり、現場条件に対応した具体的な提案（別紙様式13）	12点
企業の事業実績	同種事業の実績（過去15年間）	平成13年4月1日から平成28年3月31日の間に、引渡しが完了した同種事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）の有無。	3点
	事業成績評定点（過去2年間の平均点）	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの国有林野事業の造林事業における事業成績評定の平均点。	6点
	低入札価格調査対象事業の有無（過去1年間）	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに近畿中国森林管理局所掌事業（造林、生産）での低入札価格対象の事業の有無と、有の場合の当該事業の事業成績評定点。	2点
	事業に関する表彰実績（過去10年間）	平成18年4月1日から平成28年3月31日の間に農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村の事業における事業実行に関する表彰実績の有無。	1点
	本店、支店又は営業所の所在の有無	当該事業実施府県内の本店、支店又は営業所の有無。	4点
	一括発注等の事業成績評定点（過去5年間）	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成、引渡しが完了した国有林野事業における一括発注（造林・生産事業）及び民間競争入札（生産事業に係る複数年契約）の事業成績評定点。	2点
配置予定現場代理人等の能力	配置予定現場代理人の事業経験（過去15年間）	平成13年4月1日から平成28年3月31日に農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村等の同種事業における現場代理人としての実績の有無。	3点
	配置予定現場代理人等の保有資格	林業技士、作業士等又は、造林、素材生産の事業の実行に関し10年以上の実務経験を有する者の有無。	2点
	配置予定現場代理人等の継続教育（CPD）の取り組み	過去1年間（平成27年度）に森林分野等に関する継続教育（CPD）の取得ポイントの有無。	1点
	配置予定の現場代理人及び技能者の研修等の受講状況	「低コスト作業路企画者養成研修」等及び地方自治体等の「低コスト作業システム研修」等の受講者の有無。記載様式は、別紙様式9-1とする。	2点
地域への貢献	災害協定等の有無（現在の締結）	農林水産省、国（他機関）、府県又は市町村との災害協定等の締結の有無（発注署等が所在する府県内の実績とする。）。	2点
	国土緑化活動等に関する取組（過去2年間）	平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に国有林及び民有林における森林整備活動、国又は地方公共団体との分収育林等の取り組み実績の有無（近畿中国森林管理局管内の実績とする。）	2点
	ボランティア活動の	平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に地域におけるボ	1点

	実績の有無（過去2年間）	ランティア活動（防災、災害及び森林に関するものに限る。）の実績の有無（発注者等が所在する府県内の実績とする。）	
	有害鳥獣対策への協力活動の有無（過去1年間）	過去1年間（平成27年度）に国、府県、市町村及び地元自治体等に対する有害鳥獣対策への協力活動の実績の有無。（近畿中国森林管理局管内の実績とする。）	2点
企業の信頼性	作業員の雇用形態	① 事業に従事する全ての作業員について直接雇用・下請け等の別、常用・臨時の別等を記載する。記載様式は、別紙様式9-2とする。 ② 事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者として取り扱うこと。	3点
	労働福祉の状況	配置予定作業員の内、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の事実の有無。	3点
	安全対策（過去1年間）	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に休業4日以上労働災害の有無（民有林も含む。）。	3点
	不誠実な行為（過去2年間）	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無。	3点

注1) 国（他機関）とは、農林水産省以外の国、独立行政法人をいう。

注2) 農林水産省とは、農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長とする。

(2) 標準点

7、(1)①の必須評価項目の要求要件を満たしていれば適切と認め、標準点を与える。

(3) 加算点

技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案以上である場合に加算点を与えることとし、標準案（発注者が入札説明書及び設計図書等で示す図面及び仕様書に基づく内容を標準案という。）での提案（技術提案書に係る加算点は無し。）も認める。

なお、技術提案書に記載する内容が標準案以上と認められることにより、設計図書（本入札説明書における設計図書とは、「造林事業請負標準仕様書」第2条第3項の設計図書及び「製品生産事業請負標準仕様書」第2条第3項の設計図書をいう。）において事業方法等指定しない部分の事業に関する業者の責任が軽減されるものではない。

また、技術提案書に記載する内容については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

(4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、技術提案書は、共同事業体の技術提案書として作成し共同事業体名で提出すること。

(5) 総合評価の方法等

① 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を93点とする。

② 「加算点」の算出方法は、7、(1)② 加点項目（事業計画、企業の事業実績、配置予定現場代理人等の能力、地域への貢献、企業の信頼性）について評価した結果、得られた「評価点」の合計値とする。

③ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点}÷入札価格、以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(6) 技術提案書の審査

技術提案書に対する審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会で行う。

(7) 評価内容の担保

採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付すものとする。

履行状況については、事業実行中の監督及び事業完了後の検査において確認を行う。

請負者の責により記載内容が満足できない場合には、満足のできない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点づつ減ずることとなる。さらに、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。

8. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成29年 1月13日17時00分まで（ただし、休日等は除く。）。

② 場 所：5(1)②に同じ。

③ 提出方法：原則として郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により、①の受付期限内に必着とする。

なお、電送によるもの及び指定された郵便以外での郵送又は期間内に必着しなかった書面は受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成29年 1月24日17時00分までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9. 現場説明会

現場説明会は開催しない。

競争参加資格者を対象に現場説明会を開催する。

① 日 時 平成29年 1月20日（金） 10時30分 雨天決行

② 集合場所 田辺市 龍神行政局 駐車場（和歌山県田辺市龍神村西376）

③ 現場説明会に参加するときには、競争参加資格確認通知書を持参すること。

④ 競争参加資格者であっても、現場説明会に参加しない者は、競争入札参加資格なしとする。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

① 質問の提出期間：平成28年12月 8日から平成29年 1月19日まで

同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。

② 提出場所：5(1)②に同じ。

③ 提出方法：原則として郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により、①の受付期限内に必着とする。

なお、電送によるもの及び指定された郵便以外での郵送又は期間内に必着しなかった書面は受け付けない。

(2) (1)に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供すると共に近畿中国森林管理局ホームページで随時公表する。

① 閲覧期間：平成29年 1月24日まで。

同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。

② 閲覧場所：5(1)②に同じ。

11. 技術提案書の採否の通知

(1) 技術提案の採否の通知

① 技術提案の採否については、入札を執行する4日前までに通知する。

なお、提出された提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

② 技術等にかかわる提案を履行できなかった場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことになる。

(2) 技術提案書が、適正と認められなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して、その理由について、次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：通知を受けた日の翌日から起算して7日以内。

② 場 所：5(1)②に同じ。

③ 提出方法：原則として郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により、①の受付期限内に必着とする。

なお、電送によるもの及び指定された郵便以外での郵送又は期間内に必着しなかった書面は受け付けない。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、平成29年 1月25日10時30分までに和歌山森林管理署会議室へ持参すること。

なお、郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書き、外封筒の封皮には「1月25日開札、坂泰山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）の入札書在中」と朱書き、平成29年 1月24日17時00分までに必着すること。（郵便により提出する場合の送付先は、5.(1)の②に同じ。）電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

- (2) 事業費内訳書については、入札書と別封により（郵送の場合は(1)の外封筒に入れて）提出すること。
- (3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ和歌山森林管理署において事業費内訳書の内容を確認してから行うこととし、平成29年 1月25日10時30分とする。郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話、ファックス又は文書にて通知する。
- (4) 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

13. 入札方法等

- (1) 入札書は所定の様式（別紙様式15）とし、事業名及び氏名等を記載し、押印した上で、封緘すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回とするが、分任支出負担行為担当官の判断により3回目以降の入札を執行する場合がある。
- (4) 提出のあった入札書は返却しない。

14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

15. 事業費内訳書の提出

- (1) 個々の物件の入札に際し、入札書とともに入札書に記載される入札金額（単価契約の場合には予定総価とする。）に対応した事業費内訳書（別紙様式14）を別封により（郵送の場合は9(1)の外封筒に入れて）提出すること。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しない。
- (3) 支出負担行為担当官等が必要と認めた場合、提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。

16. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- ① 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ② 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
 - ③ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ④ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑤ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑥ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - ⑦ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。
- (3) (1)から(2)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は請負契約約款第46条1項7号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされ、かつ次の条件を満たした者の中で、「評価値」の最も高いものを落札者とする。
ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
なお、落札の条件は、次のとおりとする。
 - ① 入札価格が予定価格（税抜き）の範囲内であること。
 - ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。
- (2) 評価値の最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は18に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

18. 調査基準価格を下回った場合の措置

- 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。
- (1) 提出を求める資料等
 - ① 当該価格で入札した理由
 - ② 積算内訳書
 - ③ 手持ち事業の状況
 - ④ 手持ち資材の状況
 - ⑤ 労務者等の具体的供給見通し
 - ⑥ 過去に施工した同種事業名及び発注者
 - ⑦ 経営内容
 - (2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書

に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容
と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該事業の成績評定にて厳格に反映するとと
もに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領
に基づく指名停止を行うことがある。

19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から10日以内（土曜日、日曜日
及び祝日等の行政機関の休日を除く。）に契約を締結するものとする。

20. 支払条件

- ① 前 金 払：無
- ② 中間前金払：無
- ③ 部 分 払：有

21. 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)の②に同じ。

22. 事業成績評定の実施

請負契約の金額が、1,000万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請
負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付林国業第244号林野庁長官通知）」に基づき
成績評定を実施するものとする。

23. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うこと
がある。
- (3) 落札者は、5(1)の資料に記載した配置予定現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。